

江戸とパリ

鵜川 馨
ジェームズ L. マックレイン 編
ジョン M. メリマン



岩田書院

第12章 江戸における放火

——幕府の首都・民衆の都市における火災と消防活動——

ウィリアム・W・ケリイ
酒田 利夫 訳

八つ時を半刻過ぎた「午後三時」頃、……佐久間町の風呂屋で……火事が発生した。折からの強い風に煽られて、和泉橋一帯がすぐに焼け落ちた。火は、それから川を越え、弁慶橋一帯と下町が丸焼けとなり、文政二年（一八二九）の大火とならぶ被害となった。

七つ時「午後四時」頃、小伝馬町、大伝馬町および油町が焼け落ち、丁子屋や鶴屋も灰塵と化した。駿河町の越後屋以西は、風が北西から吹いたため延焼を逃れた。しかし他の地域では、ますます強まった風により、火は一晚中燃え続けた。火災が深川までひろがったと聞き、私は眠れなかったが、被害がどの程度であるのか明らかでなかった。

夜遅くまで消火活動が行われなかったため、われわれは誰一人として眠れなかった。太郎とお目は、四つ時「午後一〇時」を過ぎてやっと休んだが、しま(女中)と私は、九つ時「真夜中」を少し過ぎるまで起きていた。宗伯とお路も、ぐっすりとは眠れなかった。⁽¹⁾

江戸は、近世世界における最も人口の多い建設された集合都市であった。江戸は、また近世における最も再建されたメトロポリスでもあったようである。もちろん火災は、すべての都市において継続する危険であったが、江戸は、おそらく他にならぶところのないほど、頻繁にかつすさまじい火災に見舞われた。徳川家康は、天正一八年（一五九〇）の八月に正式に江戸を首都とした。記録に残る最初の火災は、翌月の三日に発生し、貝塚（現在の麴町）の増上寺の開山堂が焼け落ちた。その僅か一〇年後、最初の大火が、新都市の半分——江戸城を含む——を嘗め尽くし、一〇年間の集中的な建築が灰塵に帰した⁽²⁾。その後江戸とその住民は、江戸の年中行事に近い間隔で、大小の火災に見舞われた。中井信彦といった歴史家達は、まさに当時火災が、祭りや葬式と同様に「ハレ」と概念化されていたと信じている⁽³⁾。

火災が「江戸の華」(Flowers of Edo)のひとつとして知られていたことは、全く不思議ではない。炎と火の粉が、「花火」(flower-fires)と同じように江戸の空を染め上げたのである。江戸の火災は、また「紅葉」のようでもあった。ひらひらと落ちる紅葉した葉のように江戸を色づけ、その後には焦げ乾いた冬のような光景を残すのみなのである。第二次大戦後における江戸研究の大家、西山松之助は、「武士、御用達町人と江戸店の店員、火災、および強制移転の都市」としての、有名な江戸の四特徴を提示したが、最後の強制移転は、主として頻繁な火災と大名屋敷の配置換えの結果であった⁽⁴⁾。

火災は、日本の「火の神」にあたる、古代中国の人物の名前である「祝融」あるいは「回祿」ともよばれた。これは、江戸における三つの大火にかんする一九世紀の記録である「大回祿」に示されている。それは、江戸の火災の伝承を一九世紀にまとめたものである。これら三つの有名な火災の最初の——そして江戸の火災のなかで最も重大な——火災は、明暦三年（一六五七）一月の明暦の大火である。振袖火事としても知られるこの火災は、何日も続き、江戸城およびその天守閣、一六〇の大名屋敷、七七〇以上の旗本屋敷、三五〇以上の寺社、そして約五万の町家を含む江戸の

大半が焼け落ちた。死者は一〇万八〇〇〇人と推計され、身元不明者は、大相撲がよく行われ、無縁寺（後に廻向院）となった隅田川南の一角に大量に埋葬された⁽⁵⁾。一世紀以上後の明和九年（一七七二）の目黒行人坂火事は、南西部から北東部へと燃えひろがり、南北一五マイル、東西二マイル以上の地域が焼け落ちた。最後の三つ目は、文化三年（一八〇六）の丙寅火事で、江戸の南部で発生し、六時間の間に南北六マイル、東西一マイル半がひと嘗めにされ、一万二〇〇〇人が死亡し、八三の武家屋敷、八六の寺院および五三〇の町家が焼け落ちた。

殆どの大火は、冬の終わりから春先にかけて発生したが、しばしば料理の火や囲炉裏の火によるものであり、折からの北風・北西風の季節風に煽られて燃えひろがった。記録に残っている江戸における火災のゆうに半分は、旧暦の最後と最初のふた月（ほぼ新暦の最初の四半年）に起こっている。この季節には、しばしば季節風が、本郷、小石川、牛込および駒込から江戸城と隅田川の間の下町へと、火災を大きく燃えひろがらせた。

江戸城自体も、慶長六年（一六〇二）の最初の大火以後、七回大きな火災の被害をうけた。しかしながら、西山および中井が注目したように、最も頻繁に大火に見舞われたのは、人口稠密な下町の商人および職人居住地域と芝居小屋のならば歓楽地域であった。例えば中井の計算によれば、一六五七—一八三四年間にこの地域で三二回の火災が起こっている⁽⁶⁾。下町商人地域のまさに中心たる日本橋でさえ、一六五七—一八五八年間に一〇度焼け落ちている。二五年間という長期にわたって大火の起こらなかつた時期もあったが、一八世紀の最初の一八八年間に八度、そして一九世紀前半の二八年間に九度、火災が起こっている。平均すると、六年に一度火災に見舞われた。さらに、いわゆる大火を別にしても、一連の小さな火災が大火と同様の被害をもたらした年が数多くあつた⁽⁷⁾。

かくして、町触や町奉行によって発せられた触に、防火や消火にかんするものが顕著であつたのも驚くに値しない。火災は、江戸住民にも幕府の財政にも大きな負担となつた。また火災は、建材、家の型および都市空間に影響を与え

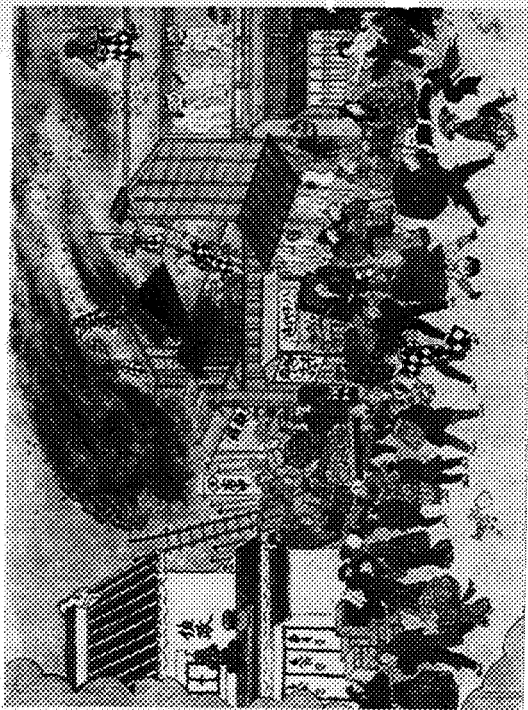


図1 風呂屋の火事 (『鎮火安心図巻』、国立国会図書館)

れた。一方、火災の周囲の建物は、防火線のために取り壊された。一九世紀後半以前においては、このような「破壊消防」(Demolition Firefighting)に殆ど変化がなかった。ポンプ、ホースおよび他の消火器具は、幼稚で、殆ど効果がなかった。江戸火消の道具一式は、主として建築業のそれであった。すなわち、綱、鋸、そして象徴的な「鳶口」(Fireman's hook)で、有名なそれは、江戸時代中期に実際消防活動を支配するようになり、かつ名を馳せた、軽業的で荒々しい「鳶」(Roofers)が持ち歩くものであった。

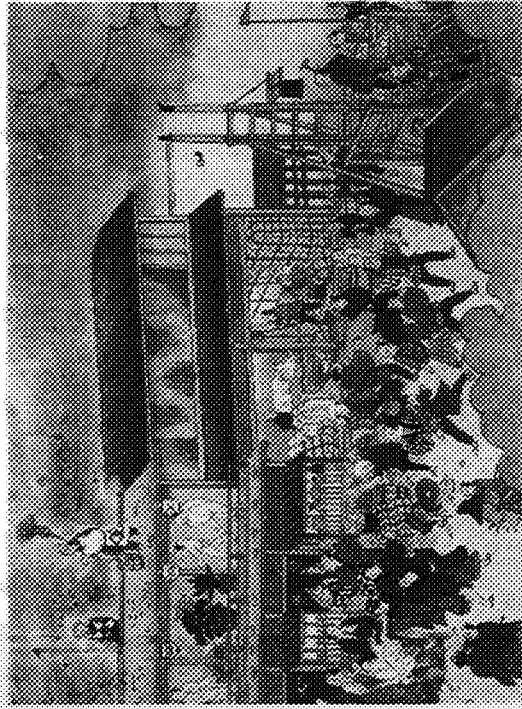
実際、他の社会的管理の局面と同様に、江戸時代の消防活動は、技術の停滞と、組織の変化と、文化的な洗練の奇妙な結合によって特徴づけられている。本稿は、江戸の政治的過程と文化活動における火災と消防活動の位置を探るために、その性格が基本的に変化した三つの時期——一七世紀前半、一八世紀前半、および一九世紀前半——に焦点をあわせる。

一七世紀前半における最初の消防設備は、競合する軍事的防衛の要求と、混合できない社会的身分および区別された居住地域に対する命令を伴う規制された記念碑的建造物を含む、初期国家の首都に対するしばしば矛盾する願望を反映している。司法、行政

た。さらに火災は、あきらかに江戸民衆の文化的創造力にも影響をあらわしている。火災による被害とそれからの復興は、大きな需要を創出したのであり、その恩恵は、全国および地方経済をつうじて大商人にも小職人にも同様に感じられた。

さらに、頻繁に起こる放火と火災における喧嘩は、都市の秩序に対して重大な脅威をつき続けた。ある有名な大火において、馬琴と同時代の風刺作家式亭三馬は、二つのライバル火消組合の間の喧嘩について薄い作り話を出版した。その話のなかで喧嘩に巻き込まれた火消組合の仲間の一団は、怒って三馬と版元の家を襲った。町奉行は、その火消達に対して禁固刑を申し渡しただけでなく、版元に対しても重い罰金を課し、三馬には手鎖五〇日を言い渡した。

火災の様々な重要性を考えれば、江戸時代の二世紀半をつうじて消防の技術と器具に殆ど変化がなかったということは、実に驚くべきことである。この時代をつうじて消防活動は、燃えている建物の消火にむけられたのではなく、むしろ延焼を防ぐことにむけられた。かくして、火をまつすぐに上方にあげるために、燃えている建物の屋根がはぎ取られ、建物の壁が四方から内側に壊さ



および組織の明白な分離は、火災の危険を増大させるのみであった。

一八世紀前半において幕府は、行政とその装置を、世界最大の都市における高度に商業化された経済と稠密で流動的な人口という二つの現実に合わせてようと苦闘しつつあった。近世をつうじてなされた三つの組織的改革の最初である有名な享保年間（一七二一～三六）の改革の第一歩は、革新と節約の大きな試みであった。すなわち、役人と武士の支出を削減し、国家の収入を増大させ、行政を簡素化し、そして武士および民衆の行動に対する幕府の權威を再主張する努力であった。この広範な政策の一部として町奉行は、民衆の住民としての責任を拡大しようとしたが、他方商人や職人としての役割や機会を制限した。効果的な都市の防火統制に対するあきらかな自己利害にもかかわらず、江戸の住民——特に豪族とその代理人達——は、その改革に強固に反対した。しかしながら彼らは、新制度のより面倒な要求を減じるのに成功したのみであり、一八世紀中葉には、江戸の消防は、平民の専門家の全市的な組織へと変わりつつあった。

一九世紀前半には、この民衆的な組織への変化は殆ど完成していた。火災は、大きなものであれ小さなものであれ恒常的な危険のままであったし、しばしば江戸の空を染め上げていた。火災と戦う無愛想で威張り散らした薙や建築労働者の小隊に、江戸つ子としての自意識をますます持ちつつあった民衆は魅力を感じた。火消を助けた人夫でさえも、江戸のアイデンティティの形成におけるカラフルな要素となった。かくして消防活動は、名実ともに、変化する江戸の政治的形勢および社会的配置を表示するものであった。

消防組織の変化は、より一般的な過程——幕府の首都の非武士化とよばれる過程——の象徴であった。すなわち、消防活動は、江戸民衆が江戸を自分達の都市として不承々々に受け入れていく、文化的、政治的そして経済的次元を極めてよく示している。

新しい首都における身分不安——一七世紀江戸における消防活動の区画化

幕府は、まさにその初発から、その物理的な破壊だけでなく、その社会的無秩序化ゆえに火災を恐れていた。役人の考えでは、無秩序は、身分の混合から生じるものであった。それは、江戸が全国から多くの武士団と一般移人民をひきつける首都であるという特殊性によって、悪化させられていた。誤解や対立は、しばしば生じた。腹いせのための放火の可能性——そしてまさに放火——は、極めて大であった。例えば池上は、民衆の町方の消防活動における侍の奉公人の使用を禁止した慶長一八年（一六三三）の通達（そうした通達は、元和二年（一六一六）、元和五年、元和八年、寛永二年（一六三三）および寛永九年にも発せられた）を引用している。かれは、この通達および関連する触を、火事場で起こるであろう別種の争いに対する役人の不安の証拠と解釈している。

このことは、一七世紀をつうじて消防に対する正式の全市的な組織がなかった理由をおそらく説明しよう。そのかわりに武士と民衆は、江戸のそれぞれの居住区域における消防に対する責任を負った。幕府の主要な関心は、あきらかに江戸城であり、城内における消防は、軍事的な組織により担われた。「老中」(senior councilors) および「若年寄」(junior councilors) が、武士団の指揮官であるさまざまな「旗本」(banner men) を指揮した。寛永一七年に幕府は、城内と城の周辺を担当する二つの消防隊「表火之番・奥火之番」の創設によって、消防組織を精巧化した。各隊は、与力(constables)と同心(patrolmen)によって補完された。同年、個々の大名に対して、例えば紅葉山の東照宮といった特定地区の防火が指示されはじめた。

「消防の」専門的組織へのさらなる前進は、いわゆる「桶町」火事の後にもみられた。この大火は、(京橋)桶町とい

う町人地で起こり、九七の町および二二の大名・旗本屋敷を含む、全市の半分を破壊した。この被害は、幕府の消防活動があつたにもかかわらず受けたものである。すなわち、將軍みずから大手門にあらわれ、個人的に大名および旗本の消防隊の陣頭指揮をとつたのである。「この責任を感じて、」消防に対する直接の責任を有していた大目付 (Inspector general) が、殉職した。これに続いて寛永二〇年に幕府は、一六の小大名を四組に編成して火消役に任じた⁽¹⁰⁾。それらは、「大名火消」(Daimyo brigade) として知られるものであるが、その管轄は、町方および武家地の両方に及んだ。好戦的団結心が、はでな揃いの色彩溢れる火事場蕪束と火災に対する正確な編成によつて養われた。

しかしながら、この組織は、明暦三年(一六五七)の猛烈な明暦の大火において殆ど不適當であることが判明した。幕府による広範な火災への対応のなかに、万治元年(一六五八)におけるすべての武士による江戸全体にわたる消防隊(「江戸中定火之番」あるいは「定火消」として知られた)の創設があつた。四名の旗本がこの任務を命じられ、江戸中の別々の場所に火消屋敷を設けた。「本部長たる」各旗本は、役料三〇〇人扶持を給され、六名の与力と同心が付属した。それらの配置は、一般に江戸の北部および西部であつたが、それは、そこにおける大火が江戸城にとつて大きな脅威であつたことを反映している⁽¹¹⁾。この消防隊の権力構造は、その隊列の順序にはつきりと示されていた。旗本は、革製(後には毛織物)の火事羽織と頭巾を着用した。かれらは、同じく革製の頭巾と革羽織を着用した与力とともに、馬に乗った。同心は、彼らの後を早足で追い、火消人足「臥煙」(Firefighters)がその後続いた⁽¹²⁾。火消人足は、呼び出しがあるまで、火消屋敷のなかの大部屋で待機した。夜中に半鐘が鳴ると、火消頭(Foreman)は、火消人足が枕として使っている小さな窪んだ丸木をハンマーで叩いて、眠っている者達を起こした。火消人足は、身体中に入墨をし、賭博にふけり、町人に敵意を持った乱暴な輩であつた。

当該初期には、他の二つのタイプの消防隊が発展をみせた。そのひとつは、特に寺、橋、城門および米蔵といった

戦略的拠点に、大名に消防隊を提供させるという引き続く幕府の必要に基づくものであり、これらは、やがて「所々火消」(Dispersed brigades)として知られるようになった。通常の火消および大名の消防隊が、主要な火事場の消火を行つたのに対して、これらは、彼らの配置された場所が火災に脅かされていない時には、しばしば飛んでくる火の粉を落とす義務を負うのみであつた⁽¹³⁾。

幕府の利害とは別に、個々の大名も、彼らの屋敷の周辺で起こる火災をあきらかに気にかけた。かくして一六八〇年代に、主要な大名の多くが謹願して、彼らの屋敷の近くで起こる火災に消防隊を差し向ける許可を得た彼らは、通常の火消が到着した後は、風下に移動し火の粉を払い落とした。これらの新しい大名の消防隊は、「各自火消」(Individual brigade)、または「三町火消」ないし「近所火消」として知られた。享保二年(一七一七)には、七二の大名屋敷と三四九の旗本屋敷さらに下町の町人地の多くを破壊した大火の後、幕府は、すべての大名屋敷の周囲にそうした消防隊を組織するように命じた。しかしながら幕府は、武士の義務の増大に応じて、武士の参加を減じ、江戸全市にわたる民間の「火消」組織を創設する江戸の消防の新しいパターンに乗り出したのであり、これは一八世紀初期の急激な変化となつた。そして新しい組織は、最初は人々の反対にあつたが、結局は江戸の町人によつて受け入れられ、極めて歓迎された。

身分不安から財政危機へ——町人の消防活動と享保の改革——

大名の「各自火消」が組織されつあつた時、町奉行(City Magistrates)も町人の消火単位を制度化する試験的な試みに取り組みつあつたが、それは、江戸における消防活動の性格を変化させるうえで決定的なこととなつた⁽¹⁴⁾。もと

もと町奉行は、町人の消防活動のよりよき組織化をめざしたのであるが、まもなくそれらは、既存の武士の消防隊の解体にまですすみ、町人の消防隊に、旗本、大名、および幕府の土地・建物の消防を命じはじめた。この大がかりな組織改革のイニシアチブを握ったのは、新しい町奉行たる大岡越前守であった。かれは、享保二年（一七一七）の早春に町奉行の職についた。その時、かれは三二歳で、それがその後四五年間にわたる公職活動の出発点であったが、江戸時代の歴史における最も賞賛された伝説的な町奉行となった。⁽¹⁵⁾ 大岡は、享保の改革の主要な推進者であり、江戸における消防活動の大がかりな組織化は、この改革の直接的な政治的脈絡のうえでなされたものである。⁽¹⁶⁾

その結果は、より統合された江戸全市にわたる消防制度であったが、この町人への転嫁は商人の財政的負担を著しく増大させ、一八世紀をつうじて町人達は多くの請願を通して激しく反対した。まさに消防の組織化は、はじめて町人が負担の増大を命じられ——その後反対し——たことのひとつにすぎなかった。防火帯および建築基準の設定という政策の変化も、また広範な——しかし結局は成功しなかった——反対を引き起こした。一八世紀における消防活動の再組織化は、広く懐疑的な、しかしますます分化しつつあった町人によって反対され、長引く交渉の結果成就されたものであった。

享保二―三年に始まった消防活動の改革の背後には、幕府の一般的な財政危機に加えて、当時発生した放火の疑いの濃い一連の大火を含む多くの特殊要因があった。中井は、町奉行から「名主」(neighborhood chiefs) あての通達で市中の異常な不安をあきらかにすると示唆している。かれは、鳶の者がますます「我儘」となり強奪と脅迫を繰り返している、と不平を述べている享保一年初期の町触を引用している。その町触は、また「無礼の者」(unregistered persons)の増大について懸念を示しており、このことが、最近の大火が放火によるものではないかという疑いを強めていた。その後当局は、すべての鳶の者に対して、日用座会所 (Day Laborer's Exchange) に届け出ることを命じた。そし

て、この登録は、鳶頭取 (firemen bosses) および鳶人口頭 (firemen recruiters) の責任とされた。続く覚書は、江戸全市にわたる鉄砲の調査・登録を要求し、町方の人別ごとの検査を命じ、そして社会秩序の悪化を引き起こすと幕府がみなす者の逮捕にかんするその他の努力の概略を示している。⁽¹⁷⁾

町奉行によるこれらの行動は、彼ら自身の必要を監視するのに、もはや商人および職人側に頼ることはできないという不安を示している。こうした地域組織の形成は、明暦三年（一六五七）の明暦の大火から始められたが、その時は二三の町が小消防隊に交代で人員を提供することに同意した。⁽¹⁸⁾ 池上は、下町の地域に対して地区消防隊を組織し、桶や梯子といった消火器具保持の割当を指示した、その後の一連の町奉行の町触を詳細に検討している。かれの指摘はよく知られたものであるが、そうした町触が繰り返し発せられたことは、幕府の役人がこうした努力を考え施行することがいかに困難であったかを示すのみであるという指摘である。総補充人員は僅か一六七名であり、しばしばそれも満たされなかったようである。町から派遣された者達には、しばしば老人、身体障害者および子供が含まれていた。頑健な成人でさえも、必要な屋根の破壊については未熟練であり、多くの者は火事場からすぐに逃げ出してしまった。

こうした背景の下で、享保三年の末近くに大岡は、江戸全市にわたる最初の組織となる消防隊の組織化を名主に命じた。かれの計画の基本は、各町が三〇名の火消人足を恒久的に維持することを要求することであった。火災が報告された時にはいつでも、風下の二町と両側の各二町が火事場に火消しを送るべきとし、かくして総計一八〇名の火消人足が調達できることになる。そして、町奉行所から与力・同心が派遣され、すべてがきちんと行われているか確認するのである。計画の他の条項には、旗本および大名消防隊との争いを防ぐ命令や、梯子、斧、細引、鳶口等の設備の保持とみずからの町を示す小旗の携帯の負担が含まれていた。⁽¹⁹⁾

その町触の確認において町年寄 (city elders) は、消防隊には当該町の住民のみが加わるべきことを追加した。非居

住民の採用禁止は、将軍および大名が時に火消を雇っていたという事実からすると、いささか腑におちない。しかし中井は、都市問題はすぐれて社会秩序の問題であるという当局の長きにわたる見解の別のあらわれとして、この点を解釈している。当局者にとって、いかなる地区組織も当該町の自警活動を強化するものでなければならなかった。

大岡の計画は、町年寄により享保三年の後半に描かれた絵図によって公的な承認がなされた。かれらは、新しい町火消の管轄区域を朱色で示したのである。しかしながら、新年の二月に起こったもうひとつの大火が下町の多くを破壊した時、新しい制度の弱点がすぐに露わになった。これに続いた町年寄りの疑問に答えて、名主は、町火消が強風下の大火を鎮火するには不十分であることを認めた。彼らは、火災の延焼を防ぐために風下のいくつかの町を動員することがよいであろうと述べた。町奉行は、これを考慮して少し部分的な修正を加えたが、基本的には先の計画を変更しなかった。

中井は、興味深いことに享保四年には一回、町火消人足についての請願がなされたと記している。最初の請願は、六名の連名によるもので、二四時間体制の各二五名からなる五五カ所の消防署を設置するという提案であった。見張り役の食事と賃金は、各担当区域の町民に課せられるべきとした。請願者達は、大岡の計画よりもはるかに安価な消防サービスを提供できると主張した。町奉行は、その請願を名主達に示した。名主達は、既存のシステムの方が火災に対するより迅速な対応を約束すること、多発的な火災に対する対応を調整するには困難であること、住民が責任を担うことは火災防火の用意を高めること等を主張した。このような意見が採用され、請願は棄却された。第二の請願は、二名の連名によるもので、都市火災の大きな問題である火の粉を処理する二〇〇名の火消人足の請願を申し出る提案であった。この提案もまた名主達によって受け入れられなかったが、その理由は、現行の制度はうまく機能しており、追加的な費用は住民にとって負担であるというものであった。

実際には、現行制度はそれほどよくは機能していなかった。そして、享保五年の三月、別の火災が江戸の中心部を襲い、約一〇〇軒の家屋が焼け落ちた。この火災は、加藤晋が本書所収の論文で示唆しているように、町奉行から名主をへて町方の住民にいたる、当局の直接的なラインをつうじての消防体制を形成しようとする町奉行の決定を強化した。まもなく大岡は、町人の消防組織たる有名な「いろは」四七組を創設する再組織化を公表した。それによれば、隅田川の西側地区を四七の管轄区に分割し、各管轄区に一組が命令された。すなわち、各組に対してすべての管轄区構成町が各々三〇名の人足を提供し、かれらは名主によって指揮されるものとされた。実際このことは、各組が約二〇町から提供される(六〇〇名)人足によって組織されることを意味した。もつとも一部の管轄区は、四町しか含まない場合もあった。これら管轄区の組は、いろは四七文字で名付けられ、かくして新しい組織は、非公式に「いろは組」として知られるようになった。様々な集団が混ざってしまうため、火事場における混乱と指揮の欠如がなお生じるとの不平に応じて、大岡はまた、新しい組の職と大きな旗をもつことを命じた。職には簡単な言葉で行為規則が書かれていなければならない、組の集会所を示すべく、消防団の大きな旗とともに立てられなくてはならなかった。

しかし、なお当該制度を悩ます問題が続いた。例えば、享保六年の一月に町奉行は、火消人足に抱人足を用いる可能性を名主達に打診した。これに応じて名主達は、殆どの組は「奉公人」(servants)と「店賃」(tenants)から成っており、費用がかかっていないことに特に言及した。名主達は、人員不足および不完全な組の問題が火災の風下の地域で生じていることを主張した。すなわち、多くの奉公人や借家人が、家族ないし店の建物を守るために家や店に張り付けられたのである。

名主達は、一町が提供する人員を一五名に削減し、独り者および貧民を派遣し、火災が当該町に達した時にのみ奉公人が派遣されることを代案として示唆した。しかしながら名主達がこの案を住民の前に示した時、多くの不平を引

き起こした。すなわち、それは奉公人を持たない地主達に不公平であるとか、派遣される人員に補助的資金が支払われることが必要であろうとか、結果としては抱人足から成る消防隊と同じ位費用がかかるであろうというものであった。

こうした意見の不一致は、一七二〇年代の殆どをつうじて続いた。江戸の統治は、あきらかに江戸全市にわたる責任を住民単位に負わせるという政策および組織化に向かいつつあった⁽²¹⁾。理由は様々であったが、江戸の住民は住民で改革に反対であった。「町人」——すなわち地主およびその代理人——は、彼らの財政的負担を増すであろう改革に反対した。資産家は、大通りに面する大きな家から奉公人の裏長屋まで、すべてが消防隊に順に人員を送る制度から利益を得た。他の町住民——借家人や貧しい住民——は、「いろは」制度によつてよく奉仕されておらず、消防役の義務を果たさなかつたり逃れたりすることによつて彼らの反対を示したのである⁽²²⁾。

享保一四年の末に町奉行は、もう一度町消防組織の見直しを行い、既存の四七組をより大編成にして数を減らし、各町の派遣人員を半減することを提案した。新しい消防隊は、火災の風下の地区からの火消の徴用の困難を訴えようとするものであった。より大規模な消防隊は、火災現場の風上および両側の広範な地域から人足を集めようとする枠組みであった。交渉に続いて、享保一五年の初めに四七組は一〇の大組に再編成されその数は後に八組となった、各町の割当て人足は三〇名から一五名に減らされた。そのように再編されてさえ、なおおよそ九三七八名の人足が要求された。すなわち、池上が記したように、町方住民の約五〇人に一人の割合であった⁽²³⁾。

はじめ町火消は、武家地の火災に対応することを禁じられていたが、前述の如く享保七年に改められた。そして延享四年（一七四七）、町火消が二の丸の火災を鎮火するために江戸城内に入ることを命じられたが、それは象徴的な重要性を有することであった。一八世紀後半には、町火消は定火消や大名火消よりも極めて優っており、江戸中におけ

る消防活動を支配するようになった⁽²⁴⁾。元文元年（一七三六）には、はやくも所々火消は殆ど江戸城内の火災の消防に限定されており、文政一一年（一八二八）には、定火消もまた殆ど城内の消防義務に限定されていた。しかし、これらの責任さえ希薄化しており、天保九年（一八三八）の大火においては、町火消の大部分が江戸城内に入ることを命じられた。

こうした再編とともに、一八世紀初期および中期において、町火消の構成に基本的な変化が生じた。すでにみたように、はじめ町火消は、町の住民自身——特に地主およびその代理人によつて派遣された奉公人や借家人——によつて形成されていた。まさに、それに対する一般的なよび名は、「店火消」(tenant firefighter)であった。しかしながら当局は、そのような素人が小さなポンプやホースを操作することを除いて殆ど役に立たないこと、殆どの火消に要求される屋根での作業および取り壊し作業は彼らの技量ををはるかに越えていることをすみやかに認識した。費用がかかるにもかかわらず、多くの町火消は、徐々にいわゆる「薦」を雇いはじめた。一七八〇年代には、「薦」が町火消の中核となっていた。

池上は、この変化をあきらかに示す天明七年（一七八七）初めの記録を引用している。名主達が十分な人員を派遣していないとの叱責に対して、彼らは二つのタイプの「薦」の採用を述べている。町火消には、固定給を支払われた数名の「定抱の薦」(regular)と、一時的な支払いがなされた「駆付薦人足」(occasional)とがいた⁽²⁵⁾。そのような専門家を採用しているがゆえに、名主達は、再度の派遣人員の半減を請願した。町奉行は、この請願を退けたが、殆どの火災に対して各町が定数の半数の「薦」を派遣することに同意した。「店火消」は、大火に対応する時にのみ要求されたようであり、このことは、たんに様々な町からの一連の他の要望を促進しただけのようである。彼らは、財政的な圧迫を訴え、何とか人員派遣の減少を求めた。天明七年の記録における町火消の構成の詳細なリストを検討するならば、

一般の居住民から「鳶」への変化がいかに進んだかを知ることができよう⁽²⁵⁾。一八世紀末には、一般住民にはもはや周
 辺的となった標準的序列が、町火消を規定していた。その序列は、町火消の長たる「頭取」ないし「鳶頭」(company
 leader)、旗手たる「纏持」(standard bearer)、「梯子持」(ladder men)、そして、正規および臨時の両方を含む範疇たる
 「平人足」(ordinaries)を含むものであった⁽²⁶⁾。

IV

かくして、江戸の消防の急進的な改革は、一般的に民衆に歓迎されなかった。都市生活の戦略的領域に対する真の
 自己統制を与えたかのように思われたことも、実際にはやつぱり責任と強要の委任として経験されたのである。こ
 うした町の財政的負担は、一八世紀をつうじて増大し、町奉行の指導に対する持続的な反対を生み出したのである。
 特に、急速な町の出費の一〇の理由を引用した、名主から江戸の町年寄にあてた明和四年(一七六七)の一通の管申書
 は、このことをよく示しており、その理由のうちのゆうに八つは、火災に係わるものであった。

- a 店人足および抱鳶人足への変更は、賃金の上昇をもたらした。
- b これまでは、梯子、団扇、幟等に限られていた消防の出費が、いまや纏、火の用心の見回り、およびその他の
 設備をも要求された。
- c 組の管轄を越えた地域への出動の費用が増大した。
- d 火除け地域の見回りを含む、幕府による駆付人足要求の費用が増大した。
- e 特別な火の用心の見回り、臨時の水溜桶等を含む、幕府の命令による臨時の消防手段の出費が、新たに要求さ
 れた。
- f 火の用心の見回りおよびその特別な役職が、いまや町の責任とされた。
- g 享保八年に命令された、各組当たり二〜四カ所の火の見櫓の建設、維持、番人足の費用。

h 建物をより耐火的にするための再建築の膨大な費用⁽²⁸⁾。

この請願からわれわれは、火消人足に対する支払いと同様の負担をもたらす、火災政策の他の二つの変化に対する
 住民の激しい反対を読みとることができる。そのひとつは、積極的な火除地の拡大である。少なくとも明暦の大火以
 来、幕府は、大火の際に焼け落ちた市内の土地を「御用地」(official land)として要求する特権を主張してきた。そし
 て、こうした土地内における建築を許可しなかった。そうした土地は、将来の火災に対する火除地(Fire Breaks)とさ
 れ、火災の被災者の一時的な避難場所とされた。そして、これらの土地は、幕府によって軍事訓練や鷹狩りのために
 用いられた⁽²⁷⁾。但し、加藤貴氏のご教示によれば、こうした利用の事例はない。実際には、一七世紀後半において幕府は、
 この支配権をそうめつたには行使はしなかった。しかしながら、享保年間をつうじて劇的に変化し、江戸の下町の広
 大な地域が火除地とされることが命じられた。吉岡によれば、享保七〜一七一年間に八三町における土地が火除地とさ
 れた⁽²⁸⁾。火除地の配置を分析して吉岡は、それらの土地が町方のための火除地とみなされていたのではなく、むしろ隣
 接する幕府の建物、特に倉庫や米蔵を防御するためのものであったことを発見している。さらに幕府は、隣接する町
 に厄介な負担を負わせる、これらの火除地の処理と管理のための詳細な規制を準備した。マクレインが江戸橋に関す
 る論稿で示したように、これらの町は、焼け跡地の整理と投げ売りや浮浪人等の侵入およびその他の利用についてす
 べて町奉行に報告する責任を負わされた。そうした整理および維持のための費用は、町自身が負担するべきとされた。
 さらに火災の際には、火除地は一時的な避難地として利用されたが、人々は家族あるいは店の財産を持ち込むことを
 許されず、また火災の後に一時的な居住地あるいは倉庫としてそれらの土地が利用されることもなかった。

こうした政策は、その影響をうけた町から大きな抗議と大量の請願をよび起こし、それは一八世紀の始をつうじ
 て続いた。四五の抗議の請願にかんする吉岡の詳細な研究は、多くの町がより負担の大きい管理任務の一部の免除を

保証されたことを示唆している³⁰⁾。より重要なことに、江戸橋の場合には、一九世紀初めには多くの火除地が、あらゆる庶民および特権商人の利用によって侵害され占有されていたのである。火除地は、しばしば旅役者や行商人の訪れる江戸時代後期の民衆文化の舞台となった。そしてまた火除地は、建物の拡張にますます希少となった土地を求めつつあった大名や寺による侵害も蒙った。マクレインは、幕府がいかにその権威を江戸橋において感じさせ続けたかを示したが、他の歴史家達は、いち早く庶民の占有との関連で火除地を評価してきている。例えば陣内は、江戸橋について次のように述べている。

幕府がたんに火除地とした土地が、人々によって彼ら自身のために利用されており、娯楽地域としての新しいアイデンティティとの関連で多様な意味と機能を有していたということは注目に値する。そしてまた重要なのは、その空間的位置である。その空き地は、様々な活動でざわめく水陸の接合地たる橋のたもとにあつた。ヨーロッパの都市においては、都市の広場が恒久的・象徴的に中心にあり、重厚な大聖堂や市庁舎によって囲まれているのが一般的であつた。それゆえ日本の都市において、むしろそのような公的空間が、活発な活動に満ちた町の、人や物の動きの撃目にあつたということは、極めて示唆的である³¹⁾。

一八世紀をつうじて江戸の民衆から強烈な反対をうけた当局の関心および改革の第二の分野は、耐火建築基準施行の政策であつた。コールドレイクは、明暦三年以降における民衆の屋根瓦使用の禁止および茅葺や板葺への引き続く依存が、一七世紀をつうじて町方における火災の重大な危険であつたことを述べた³²⁾。民衆の屋根の泥塗りを奨励する幕府の努力は殆ど無視され、町奉行が、棧瓦および塗屋造を促進しようとする申し合わせた努力を始めたのは、やつと一七二〇年代になってからであつた。しかしながら、ここでもまた当局は、そうした変化にかかる費用に抗議する民衆の強烈な反対にあつた。吉岡の研究は、享保五年から寛延三年(一七五〇)にかけての三〇年間において、町奉行

が、こうした建築基準に基づき火災後の再建築を要求する計画を少額の補助金と義務の免除によって補償しながら結局は示談にする前に、こうした政策の説得と強制的な採用を繰り返したことを示している。

要するに、一七二〇年代における江戸全市にわたる民衆の消防組織の創設は、一七世紀後半から一八世紀前半における首都の資産および行政の基本的な再編成の一部であつた。それは、明暦三年の明暦の大火によって始められ、幕府の増大する財政的困難によって緊急のものとした。そして、それは一七二〇年代の享保の改革において頂点に達し、民衆の資産の商業化を認識し、重大な責任を住民に移したのである。將軍の首都は民衆の都市となりつつあつたが、江戸の人々——決して回質ではなく、ますますそうではなくなつていた——は、將軍がこの変化を果たそうとした条件に精力的に反対したのである。

財政的負担からフオークロアの象徴へ——一九世紀前半の江戸における喧嘩と消防——

江戸の火消を、江戸時代の大部分をつうじて江戸を特徴づけた容易ならぬ三角関係をなす政治的緊張のバランスの換喩、とみるのは誘惑的なことである。大雑把に町人と武士には二分されていたと通常江戸は理解されるが、実際武士は、幕府の役人およびその家臣と、大多数の大名およびその家臣とに常に二分されており、後者の利害は中央よりも地方にあつた。幕府、大名および町人という三つの火消が代表したのは、このような変化しつつある権力の三角関係であつた。そして、三つの火消の間の引き続く争いは、この特殊な首都における対立を反映するものであつた。町火消は、江戸下町の住民の誇りであり保護者であつた。元禄時代(一六八八〜一七〇四)の始まりとともに、彼らは民衆演劇である歌舞伎の題材のなかで称えられ、おそらく代々の歌舞伎役者団十郎が江戸歌舞伎の真髓とした「荒事」

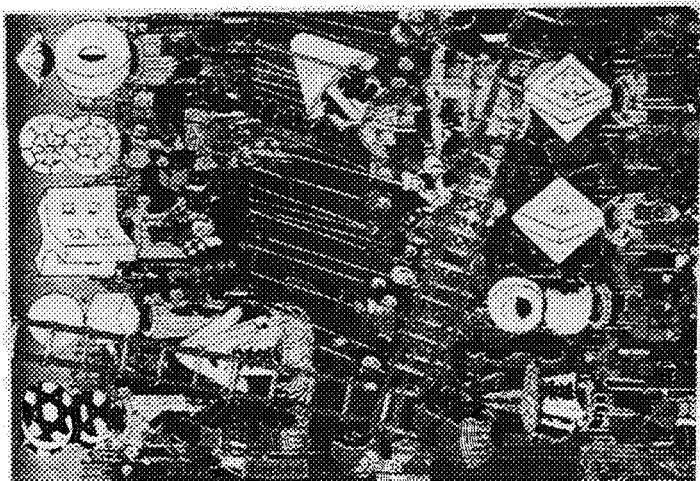


図2 火消しの出初め
 (江戸の花子供遊び)、消防博物館蔵

めたのである。火事に対する、そしてお互いに対する火消どうしの喧嘩は、江戸の日常生活における出来事であつただけでなく、その公的な文化における装飾的な事柄だつたのである。それらは、西国の娯楽センターにおける相撲や見せ物、茶会、そして西山が新しい「行動文化」と特徴づけたり、H・D・スミスが「運動および行為の文化」とうまく評した事柄において、その役割を果たしたのである⁽³⁹⁾。

特に有名であつたのは、一九世紀前半の芝神明における一連の事件である。それは、文化元年(一八〇四)の正月休みの最後に起つた「め組の喧嘩」で始まつた。この時、「め組」の火消が勲進相撲に押し入ろうとして、何人かの相撲取に制止された。対立は翌日の宮芝屋でエスカレートし、神社境内の他所における三一人の火消と六〇人の相撲

取の喧嘩となつた。五年後、再び神社で大喧嘩が起つた。この時は、二組の町火消、すなわち「よ組」(当該町の町火消)と湯島の「か組」との間の喧嘩であつた。この対立は、より大きな引き続く敵意を反映しており、文化八年の春に再び芝神明において、一番組(よ組)を含む)と八番組(か組)を含む)の火消の激しい大喧嘩を引き起した。この喧嘩には、また他の火消組合からも助つ人が加わり、実際、いくつかの火消組合間の対立が繰り返り起つたようである⁽⁴⁰⁾。そのような公の争い

(rough justice)を生みだしさえしたと思われる。実に、代々団十郎、火消および日本橋魚河岸の若者は、江戸初期における無法者、「町奴」や「カブキ者」の直接の精神的後継者たる「江戸三男」(Three Men of Edo)として、ともに有名であつた。

本稿ですでに論じたように、より注意深く歴史的な分析を行うならば、この誘惑的な仮説は支持されまい。様々な理由で、江戸の武士および町人のなかには常に多様な分裂があり、それらは互いに対立しつつ代表する武士および町人の連帯と同様に重要であつた。先に見取図を示した制度的発展は、江戸の火消が幕府、大名および町火消に分かれていた一八世紀の数十年前が、極めて短い変動期であつたことを示している。たしかに喧嘩と対立は、江戸の火消の変わらぬ特徴であつたようである⁽³⁸⁾。そして、荒っぽく素早い町火消は、少なくとも一九世紀前半には江戸の象徴となつていたようである。役人には問題であつたが、火消の手に余る行為は、「神明恵和合取組」といつた江戸時代後期の歌舞伎や前述の式亭三馬の戯作のような民衆文学を特徴づけるものであつた。火消しの符牒、話し方のべらんめ調、および手拭をばんと肩にかけて片足をもうひとつの腿のうえに乗せて足を組むという得意の姿勢は、すべて当時の江戸橋のそのような寄席演舞場における斬や浮世絵に描かれたのである。

しかし、火消に対する民衆の価値づけは、むしろ一九世紀前半に特殊なことであつたようである。町人の強がりの血筋が、江戸時代初期の有名な無法者、「奴」や「カブキ者」、そして江戸城の入口のあたりで互いに争い挑みあつた気の短い六尺達に週及的に迎られたのは、まさにこの時代になつてであつた⁽³⁵⁾。明確な都市社会としての江戸像が文字どおりに——そして劇的に——作り上げられたのは、この半世紀をつうじてであり、火消が真の「江戸っ子」に加えられたのは、まさにこの時であつた。要するに、一九世紀前半における江戸火消の特徴的な発展は、江戸文化の構築に役割を果たしたのであり、明確な江戸のアイデンティティを示す文化創造の活気溢れ増殖する公的な局面にその位置を占

は、一九世紀前半の江戸つ子に、今日なお生きている「火事と喧嘩は江戸の華」という言葉を刻み込むこととなった⁽³⁸⁾。しかしながら本書における竹内論文は、喧嘩と華の関連について、たんなる華々しい破壊的暴力というよりも、より深い理由を示唆している⁽³⁹⁾。一九世紀前半には「喧嘩」は、公的な法律上の言葉で、幕府の裁判所で裁断しがたい私的な争いという特別な意味を持ち始めていた。それは、町人の間の特定の争いであつた。争いの当事者は、町奉行によつて暴力の行使を懸念されたであろう。しかし喧嘩面成敗という原則の下に、一般的には、かれらは処罰されぬまま釈放された(特に、重大な傷害、生命の損失、あるいは「罪のない」者の財産破壊がない場合)。さらに町奉行は、争い自体の調停を拒否した。

こうした喧嘩の概念は、当局によつて殆ど受け入れられない一九世紀における広範な民衆行動への概念上の大きな突破口を与えた。一九世紀をつうじて幕府は、当局に対する陰謀あるいは「徒党」として、不法な集会および集団的な抗議行動に対する規制を徐々に体系化し強化した。竹内の主張の要点は、人々が、彼らの行動を自己制御するガイドラインを制度化し、続いて彼らの行動が特定の個人(すなわち米屋あるいは地主)に向けられているのだということに当局に主張することによつて、少なくともその地域における不満の種となつている者に対する効果的な集団行動をとることを、なお可能にしていたということである。

竹内は、江戸の火消を模倣したとみられる、文化二年の関東農村における地方エリートに対する群衆の襲撃を抑えようとした農村の役人の失敗の例を挙げているが、それは、火消の行動の典型的な影響力を示している。しかしながら、より一層の証拠なしには、竹内のように、江戸の火消の喧嘩が、都市および農村双方における暴力的な集団行動の数の増加を含む、江戸時代後期における広範な「喧嘩」スタイルの行動の主要な型板となつたというわけにはいかない。むしろ、火事場における暴力の増加および町奉行のそれに対するあきらかな制御不能は、幕府の行動のこうし

た特異性を民衆が利用することを可能にした、原因であると同じほどその結果でもあつたと思われる。

竹内の指摘は、また何故江戸つ子が火消の間の暴力的な対抗だけでなく、ますます洗練された喧嘩の調停によつても魅かれるようになったのか、というその理由を説明することを助けてくれる。もし役人が裁定するための介入を拒否するならば、処理は当事者およびかれらが調停のために招くであろう人々に委ねられた。池上は、争いを解決するためのこのような手続きがいかに複雑に形式化されていたかについての、滝沢馬琴による同時代の記事を引用している。馬琴は、文化元年の初秋における十番組の二つの小組の間の極めて儀礼的な調停について記している。この時には彼らは、両国橋からそう遠くない壮麗な三河屋の貸座敷を借り切っている。江戸町火消の半分以上が、これに出席した。一六四八人も人が祝儀を差し出し、悪天候にもかかわらず、その儀式は終日続いた。閉会の手締めさえもが、二五回も洗練されたかたちで行われた。巧妙な調停者の挨拶から衣服および進物品にいたるまで、それは、壮麗で、「粋」(粋)で、極めて注目される出来事であつた⁽⁴⁰⁾。

そうした儀礼は、より平凡な庶民の火災および火災後の行動規範のレベルで、またますます洗練されていった。家、公衆浴場、そして店舗の密集地における小さな火災の恒常的な危険は、隣人の集団的な対応を確保し、火災後に援助を与え、責任をめぐる不可避の争いを解決するための地域的な同意を長いこと促進してきた。中井は、佐原の橋本町の住民達の間で議定書からこのことを説明している。それは、結婚、葬式、火事およびその他の「ハレ」(吉日)の際の地域的な定めを集団で確認している。その条項は、近隣の自助、規律ある集団行動、および部外者、それも隣接町の人々さえとの接触の忌避に重点をおいていた。吉原は、火災にかかわる不慮の出来事に対する地域の申し合わせを詳細に示す、新宿のある町の長い例を提示している。これには、緊急の火除地創出のために取り壊された建物に対する様々なレベルの補償が含まれている。すなわち補償は、火除地が必要であつたか否か、その火除地に火災が達する

前に鎮火したか否か、火災が火除地を飛び越えて延焼したか否か等などによつて異なつたのである。吉原は、また火消、煙、竈、アンカおよびその他の世帯道具によりこの地域で発生した、たくさんの火事の火元とみられる人々によつて出されたと思われる詫び状についても記している。何時火事見舞いの訪問や進物が一般化したかについてはあきらかではないが、そうした「火事見舞い」——およびそれに対する義務的なお返し——は、江戸時代後期には江戸のすべての店の贈答品記録における顕著な特徴となつていた。物理的な破壊と同様、社会的な無秩序は非常な関心事だつたのであり、火災（放火は除く）は法の範囲を越えた事態であつたがゆえに、解決は地域の責任だつたのである⁽⁴⁾。

それゆえ、江戸時代後期にあらわれつつあつた江戸のこれら二つの特徴——すなわち、かれらを惹きつけた火災の炎のように情熱の消え難い、乱暴で、無秩序で、喧嘩はやい火消と、隣人、顧客そして事業のパートナーの間の関係を正式に再表明しようとする同情と援助の義務的で儀礼的な表現——の間には、奇妙な相反する関係があつた。一九世紀江戸の火事と火消の文化は、二つのレベルで洗練された。すなわち、庶民の近隣地区と店における日常の行動の規範をつうじてと、都市「江戸」のアイデンティティの表現および手段として自己意識的にとられたよりフォーマルな民衆文化の創造をつうじて、という二つのレベルである。しかしながら、儀礼も名声もともに、必ずしも防火あるいは消火策の効率性の大きさを証明するものではなかつた。どちらかといえば民衆の抗議行動と同様に、一九世紀において火災はより頻繁に起こりさえした。もつとも、抗議行動の数字と同様に、それがどれほど記録のよりよい保持によるものかは分からないのではあるが⁽⁵⁾。しかし火災は、なお江戸つ子の日常の経験に常にある危険であり、時にはそれがもたらす目もくらむような猛威と法の範囲を越えた特異な出来事において、異常な事態であり続けた。本章において描いた江戸時代の数世紀をつうじての火災に対する対応のパターンの変化は、一七世紀の幕府の首都が、どの程度一九世紀に民衆の都市になつたかという点について示唆的である。

しかしながら、こうした特徴づけをしたからといって、決して民衆の連帯と前進的な権力付与の単純なコースを保証するものではない。反対に、一九世紀の江戸の「民衆」は、それ以前よりもより多様であり、より階層化していた。組織的にも、手続き的にも、幕府の行政は、火災に対する直接的な管轄を殆ど放棄していた。しかし、このことは、やつかいな財政的負担と複雑な組織の要求を人々にもたらしたのであり、理由は様々であるとはいえ、すべての階層の人々にそのように感じられ——そして反対され——た。実際、江戸の火災の鍵となる重要性は、貧困労働者と富裕な商人、確立した地域の家屋周旋人と火災頻発地域を行商する呼び売り商人の利害を、それが結び付けも切り離しもしえた、変化しつつありしばしば予想しえない仕方であつた。

火災は、個人の偶然あるいは故意によるものであつたが、直ちに重大で複雑な結果をもたらす公的な出来事であつた。放火の容易さおよび都市の消防の危険によつて、住民は火消の脅迫とさらには強要にさらされた。しかし、資産家に対するかれらの力は容易に強調されてしまうであらうが、火消は、なお日雇い労働者であり、裏長屋に住む借家人であり、「喧嘩」スタイルの行動という限界で英縛されていた。火災が強まり自分の家の近くにまで近付くと、すべての住民は、自分の財産を放棄して逃げるか、とどまつて自宅あるいは店を守ろうとするか、あるいは主たる火事場に助けに出かけるか、という困難な選択にしばしば直面した。このような個人と集団の利害の衝突は、少なくとも大店および大事業主にとつても困難なことであつた。火事場に店の使用人を助けに送ることを躊躇させる理由のひとつは、そのことが店自体の防御を手薄にしてしまうからであつた。大店にとつては、行動の詳細な手続きと雇用者の訓練が重要となつた。明和五年（一七六八）における大伝馬町の木綿商長谷川の店の規則は、六七条項からなっており、すべての雇用者が暗唱して記憶させられたが、ゆうにその四分の一は、火災——防火、安全、対応——に係わるものであつた⁽⁶⁾。

江戸における大火の危険は、江戸市場が大坂市場を侵食した後においてさえ、多くの上方大商人にその本店を大坂にとどめさせた。彼らは、最小限の在庫を江戸の店に保持した。多くの商人は、また隅田川以東の深川に住宅と蔵を保持したのであり、家族および雇用者に対する大火およびその後の避難先を提供し、そこにおける建築の供給が火災後の再建費に対するヘッジとして著えられた。不可避的に大火に続いた物価の上昇と労働の需要は、あらゆる階層の江戸つ子およびあらゆる規模のビジネス——貧しい葦から地域の米屋および白木屋のような大店にいたるまで——にとって費用のかかることでもあり、利益のあがることでもあった。⁽⁴⁾ 火災は、個人にせよ江戸全体にせよ、衰退させ、また富ませもした。それは、人を動かさずにはいない火災の魅力でもあり、打ち続く恐怖でもあった。火災は、都市空間のより民衆的な占有と組織的な責任を反映したが、また民衆のなかに流れる深い敵対に火をつけもしたのである。

注

- (1) Zolbrod, Leon M., *Takizawa Bakin* (New York: Tawney's Publishers, 1967), pp. 126-7 に引用されている。
- (2) 池上彰彦「江戸火消制度の成立と展開」(西山松之助編『江戸町人の研究』第五巻、吉川弘文館、一九七八年、所収)、九五頁。
- (3) 中井信彦「町人」(『日本の歴史』第二巻、小学館、一九七五年)、二九五―三〇五頁。
- (4) 西山は、これら四つの特徴を多数の著作のなかで論じている。例えば、西山松之助「続江戸つ子」(同編『江戸町人の研究』第三巻、吉川弘文館、一九七四年、所収)、一―二七頁。
- (5) この火災に関する長大な研究は、黒木喬「明暦の大火」(講談社現代新書三九〇、講談社、一九七七年)。池上彰彦「明

暦の大火」(西山松之助、芳賀登編『天下の町人』、講談社現代新書四一五、講談社、一九七五年、所収)、七二―八三頁もみよ。

- (6) 注(3)、中井、三〇四頁。
 - (7) 例えば、享保元年(一七二六)、同二年、同六年、および明和八年(一七七二)。吉原建一郎「江戸災害年表」(西山松之助編『江戸町人の研究』第五巻、吉川弘文館、一九七八年、所収)、四三九頁。本年表は、大正時代における膨大な情報収集による『東京市史稿 変災篇』を補充し、再編集したものである。江戸にかんする最も有用な火災統計である吉原の年表には、各火災の火元と発生時間、風向き、および被害の性格と規模について記されている。また大火については、その火災にまつわる話とそのニックネームも示されている。さらに統計にかんする幾つかの問題点が検討され、火災にかんする幕府の公式記録の用語と形式が示されている。
 - (8) Leutner, Robert W., *Shikitei Sanba and the Comic Tradition in Edo Fiction* (Cambridge: Harvard University Press, 1985), pp. 29-31.
 - (9) 注目される二つの発展は、火の見櫓 (fire towers) と龍吐水 (portable pumps) である。火の見櫓は、万治元年(一六五八)にはじめて建設された。典型的には、それらは高さ約九メートルで、木製塗り物の格子の鏝戸付きであった。櫓の上には大きな太鼓があり、四隅には半鐘が吊されていた。その後大名屋敷および町の本戸の傍らに建設された火の見櫓は、高さが少し低く、黒塗りであった。大名屋敷の火の見櫓は、拍子木を用いたが、町方のそれは半鐘を有した。享保年間には、そのような火の見櫓は一〇町にひとつ要求されたが、火の見櫓を持たない町は見回り(自身番)を置いた。西山松之助他『江戸学事典』(弘文堂、一九八四年)、「火消し」の項、五八一―五八二頁をみよ。
- 明和元年(一七六四)に幕府は、「龍吐水」として知られる携帯ポンプを市中に配布した。これらは、火災の消火にはさして役立たなかったが、飛び火に対して屋根を濡らすのに有用であった。中井は、これらのポンプについてやかましく不平を述べた町の役人からの文書のいくつかを引用している。それらは、ポンプが高価で、当てにならず、人員の無

駄であり、火事場の混乱のなかで利用することが困難であることを示している。注(5)、池上、九六〜九七頁。南和男「消防——江戸町火消を中心として——」(豊田武他編『講座日本の封建都市』第三巻、文一総合出版、一九八三年、所収)、四六七頁。注(3)、中井、三〇六〜三〇八頁。

- (10) これらの大名は、すべて六万石以下的大名であり、各大名は、一万石につき三〇名を提供した。四組の消防隊は、各々一二〇名からなり、一〇日ごとの輪番で配置された。翌年、四組は三組に減らされ、その後何度か特定の大名への割り当てが変更された。寛永一八年(二六四二)の火災の割り当てリストおよびその詳細については、注(2)、池上、九八頁をみよ。
- (11) 寛文二年(二六六二)までには、さらに六名の旗本が任命され、全部で一〇隊となり、「十人火消」とよばれるようになった。任命、配置およびその後の発展の詳細については、注(2)、池上、一〇〇〜一〇二頁を見よ。
- (12) 注(2)、池上、一〇二頁。
- (13) 最初の配置は寛永一六年になされ、一七世紀末までには総計三六隊が『元禄武鑑』に記録されている。その後の再組織化の詳細については、注(2)、池上、一〇二頁を見よ。
- (14) 注(2)、池上、一二〇〜一二七頁。注(9)、南、四五七頁以下。注(3)、中井、三〇八〜三二二頁。吉岡由利子「享保期江戸町方における訴訟運動の実体——放火政策をめぐる町人側の対応を中心として——」(地方史研究協議会編『都市の地方史——生活と文化——』、雄山閣出版、一九八〇年、所収)、一〇八〜一五八頁。
- (15) 大岡は、町奉行を二〇年間勤め、その後寺社奉行としてさらに七五歳までの二五年間(二七三六〜五二)勤めた。その間、一時(二七三二〜四五)関東地域の地方陣も兼務し、さらに四五年の全期間をつうじて評定所の一員であった。元文二年(二七二七)〜享暦元年(二七五二)のかれの日記は、大石慎三郎・林玲子編『大岡越前守忠助日記』全三巻、大岡文書刊行会(一九七二五年)として刊行されている。大石慎三郎によるかれの伝記もみよ。大石慎三郎『大岡越前守』(岩波新書八九一、岩波書店、一九七四年)。
- (16) 享保の改革については、Tsuji Tatsuya, 'Politics in the Eighteenth Century', trans. Harold Bolitho, in John W. Hall et al., eds., *The Cambridge History of Japan*, Vol.4: John W. Hall, with James L. McClain, eds., *Early Modern Japan* (Cambridge: Cambridge University Press, 1991), pp. 445-56 をみよ。享保の改革と消防の関係については、Nakai Nobuhiko and James L. McClain, 'Commercial Change and Urban Growth in Early Modern Japan', in John W. Hall et al., eds., *The Cambridge History of Japan* (Cambridge: Cambridge University Press, 1991), pp. 575-79 に詳しく述べられている。
- (17) 注(3)、中井、三〇八〜三二〇頁。
- (18) 注(2)、池上、一一七〜一一八頁。
- (19) その全文書については、注(2)、池上、一二一〜一二三頁をみよ。この町方火消制度は、少なくとも一七世紀後半の町触からあらわれていた。
- (20) 注(3)、中井、三二二〜三二四頁。
- (21) この点についてのさらなる証拠は、それ以前には厳しく規制されていた消火中に火消が武家屋敷内に入るまでにその役割を大きく拡大された、一七二〇年代はじめの別の町触に見出しうる。注(2)、池上、一二六頁。
- (22) 注(2)、池上、一二五〜一二六頁。注(3)、中井、三二七〜三二八頁。
- (23) さらに、隅田川の東部地域の二六組は、三つの大組に再編成された。注(2)、池上、一二八頁。
- (24) このことは、その他の消防隊としつくりいかなかった。池上は、天明二年(二七八二)に起こった佐竹藩の消防隊と三つの町火消との間の、双方に重傷者を出した事件について検討している。この事件は、町奉行に持ちこまれ、幾分町側に有利な、しかし玉虫色の裁定が下された。注(2)、池上、一四五〜一四八頁。
- (25) 実際、資金は、地域と時期によつて様々であったようである。ある町の決定は、常雇者については町の入用(すべての地主に課された)で賄われ、臨時雇いについてはすべての世帯に課された負担で支払われた。例えば、注(14)、吉

- 岡、一一六頁をみよ。
- (26) 注(2)、池上、一三三二〜一三六頁を見よ。この記録には、火消の旗および幟の絵が含まれている。そのカラーの複製については、注(9)、西山他、五八〇〜五八一頁間の挿絵を見よ。
- (27) 注(9)、南、四六〇〜四六四頁。旗そのものについては、注(9)、西山他、「喧嘩」の項、五八二〜五八三頁を見よ。
- (28) 注(7)、吉原、四四三〜四四四頁。名主によって挙げられた他の二つの理由は、日雇い賃金の上昇と見元不明の死体の処理費であった。
- (29) 注(14)、吉岡、一一八〜一二〇頁。
- (30) 注(14)、吉岡、一二八〜一五四頁。
- (31) Jinnai Hidenobu, 'The Spatial Structure of Edo', trans. J. Victor Koschmann, in Nakane Chie and Oishi Shinzaburo, eds., *Tokugawa Japan* (Tokyo: University of Tokyo Press, 1990), p. 130.
- (32) Coaldrake, William H., 'Edo Architecture and Tokugawa Law', *Monumenta Nipponica*, 36: 3(1981), pp. 253-61. これに対して池上は、瓦屋根の禁止は、壊れた瓦が重大な傷害の原因となるゆえに、火事への対策であった主張する。注(5)、池上、九四頁。その主張は正しいが、社会的地位の象徴としての屋根葺きにかんするコートドレイクのより一般的な指摘は、より魅力的である。
- (33) 注(32)、Coaldrake(1981), pp. 259-61.
- (34) 喧嘩については、注(9)、西山他、「喧嘩」の項、五八二〜五八三頁。注(3)、中井、三〇四〜三〇六頁。注(2)、池上、一三七〜一六三頁をみよ。
- (35) 注(9)、西山他、「喧嘩」の項、五八二頁。
- (36) スミスは、以下の論文において、運動および行為の文化の重要性について鋭く論じている。Smith, Henry D. H., 'The Edo-Tokyo Transition: In Search of Common Ground', in Marius B. Jansen and Gilbert Rozman, eds., *Japan in*

Transition: From Tokugawa to Meiji (Princeton: Princeton University Press, 1986), pp. 347-74. 西山は、いくつかの論文において、かれの概念を発展させている。例えば、西山松之助「江戸文化と地方文化」(『岩波講座日本歴史』第一三巻、岩波書店、一九六四年、所収)、一六一〜二〇七頁をみよ。

- (37) 注(2)、池上、一四八〜一五二頁。
- (38) 江戸時代後期にのみユニークであったわけではないが、「華」という言葉は、一九世紀前半に極めてポピュラーであった。団十郎系の江戸歌舞伎役者が「江戸の華」として知られるようになったのは、まさにこの時であった。西山松之助『江戸歌舞伎研究』(『西山松之助著作集』第七巻、吉川弘文館、一九八七年、三五〜四九頁)。
- (39) 竹内誠「江戸と大坂」(『体系日本の歴史』第十巻、小学館、一九八九年)、三二〇〜三三三頁。
- (40) 注(2)、池上、一五三〜一五四頁。
- (41) 注(3)、中井、二九八〜三〇四頁。注(9)、西山他、「火事」の項、五七五〜五七六頁。一八世紀後半に作られた享保七年の大火についての巻物には、火災後における火事見舞いを描いているいくつかの情景が収められている。またそれらは、高橋誠一郎・樽原宗重編『近世風俗図鑑』第一巻(朝日新聞社、一九七三年)、二四九〜二六三頁に載せられている。
- (42) 小木新造『東高時代——江戸と東京の間で——』(日本放送出版協会、一九八〇年)、四五〜五三頁。
- (43) 注(9)、西山他、「火事」の項、五七二頁。注(7)、吉原、四四五〜四四六頁。
- (44) 林玲子「江戸店犯科帳」(吉川弘文館、一九八二年)。Sakudo Yotaro, 'The Management Practices of Family Business', trans. William B. Hauser, in Nakane Chie and Oishi Shinzaburo, eds., *Tokugawa Japan* (Tokyo: University of Tokyo Press, 1990), pp. 147-66.

(本論文の翻訳に際して、加藤貴氏は訳稿を通読し多くの貴重なご教示を下された。記して厚くお礼申し上げます。)